

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 1

不利益処分の内容	屋外における火災予防に必要な措置の命令	
根拠法令及び条項	消防法第3条第1項	
処 分 基 準	関係条項	
	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の場合は その理由)</p>	<p>屋外において「火災予防に危険であると認めること」又は「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、本条の運用に当たっては、周囲の事情を勘案して、具体的、現実的な危険又は支障が認められるかにより判断する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年 10月 1日設定 (平成16年 10月 1日最終変更)